

# 本誌がベ

74.5  
No. 115

田辺町役場  
TEL 山城田辺  
07746-0-0271  
発行人 京都府田辺町  
総務部企画広報課  
印刷所 奥田印刷 K K

いま、町の人口は  
(昭和49年4月1日現在)  
( )内は3月1日現在  
男 13,892人 (13,798)  
女 14,248人 (14,163)  
計 28,140人 (27,961)  
7,813世帯 (7,751)

## 工場建設、事前に協議

### 町独自の指導要綱できる



### 三者(地元企業)で公害防止協定

公害発生を未然に防ぎ、町の自然や生活環境を破壊から守るため、町では、四月一日から『町工場等建設に関する公害防止指導要綱』をスタートさせました。

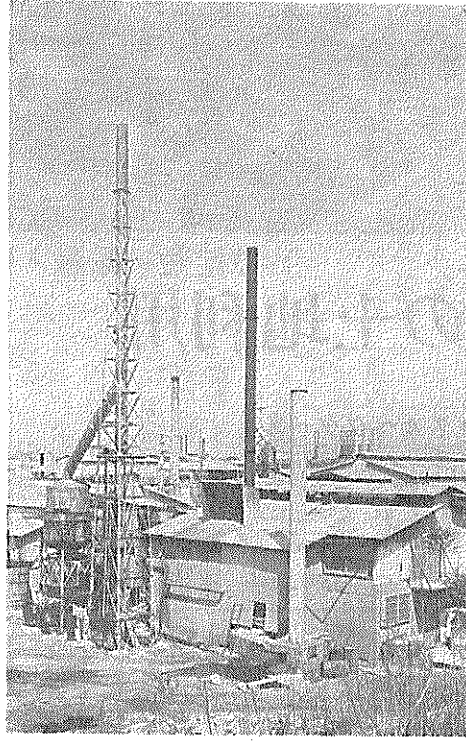
従来、業者が工場を建設してまいりました。この指導要綱は、○・三のための宅地事業に関する指針をさらに強化した制度で『指導要綱』に基づいて指導し、用され、これ以下の工場建設・造成の規模に関係なく、工場・貯蔵物・処理場を対象としています。

設けた建設は対象外でした。この要綱は、公害防止指導をさらに強化した制度で説明した書類を町へ出さなければなりません。

町では、この書類に基づいて関係各課と町農業委員会で綿密にチェックし、町議会公害特別委員会や関係地元の意見を聞いたうえで工場建設に結論を出します。

さらに、建設許可が出た企業に対して、町と関係地元の間に公害防止協定を結ぶことになっています。

また町内の既存・新設の工場や事業所に、ことこのまに目を光らせています。



工場進出に徹底した行政指導(町内の某工場)

また工場建設だけでなく工場建設を目的とした土地の取得も含んでいます。企業が町内で工場を建設する目的で土地を取得した

り、また土地所有者が工場を建設する場合、まず町と業者が事前協議し、町の同意を得ることが義務づけられています。

工場を建設する場合、工場の内容・作業工程・汚水・排水・ばい煙・粉じん・悪臭・騒音・振動・産業廃棄物の処理方法等の概要を説明した書類を町へ出さなければなりません。

町では、この書類に基づいて関係各課と町農業委員会で綿密にチェックし、町議会公害特別委員会や関係地元の意見を聞いたうえで工場建設に結論を出します。

さらに、建設許可が出た企業に対して、町と関係地元の間に公害防止協定を結ぶことになっています。

また町内の既存・新設の工場や事業所に、ことこのまに目を光らせています。

### 超能力娘 田辺に現わる!

南部正太郎

### 町政 住民の声を聞く

五月十二日、大住小で

住民の「ナマの声」を町政にと、昨年の田辺地区に続いて、来る五月十二日(日)午後一時から大住小学校体育館で「町政全般的に聞いて質問される予定」です。

### かわらじ

町民の方からこんなことを聞かれた。毎月来る広報たなべを読んで、一面の「かわらじ」という題の意味がわからぬやがと、この題をつけるのに大変な苦労をした。現在町人口は年々増加の一途をたどり、いまや約二十八万人となった。昭和二十六年四月の合併時は一万五千三百九十一人で、およそ倍である。私は新田旧田の融和こそ、この町のつくりの基本となることを考える。昭和四十四年に大規模な府宮田辺団地ができた。その西側を馬坂川が流れ、天井川でもあった。この河川切り下げは長年の懸案だったのが、この住宅建設と同時に切り下げられた。この川を国道三〇七号線が横断し、ここにかける橋が「加波羅橋」と名付けられている。在来の地区と新興地区を結ぶ橋として、大きな役割をはたしている。▼新田旧田が、明日の田辺町を築くため、手を取り合ってこの橋を渡した姿こそ町の姿であり、この姿のごとく町政を推進するのが私の任務である。

原田喜代次

### 大谷氏(町議)死去



去る四月十二日、心筋障害のため、町議会議員の大谷大郎氏(八十歳)が死去されました。

故大谷氏は、昭和三十八年四月から三期連続議員とされ、この間、環境衛生センター対策委員長・同対策副委員長・総務委員・町振興計画委員・産業委員・道路問題対策委員・片町線電化促進委員など、由ひろく活躍されました。

また同氏は、世話好きな人で、困りごと・心配ごと・結婚相談など熱心に取り組んでおられました。

故人の功績に感謝するとともに、慎んでご冥福をお祈りします。

### 交通アンケート

「子供を交通事故から守る意識は高いが、交通ルールに弱い」という結果が、このほど行なった調査でわかりました。

### 交通ルールを知らない70パー

子供の交通事故に対する意識はたいへんなものです。これまで、交通事故に遭った子供は八十四人(八割)で、遭いそうになった子供は二百九十人(三〇割)もいます。

子供が道路で遊ぶときは一緒にいる母親は八十八人(九割)、ときどき一緒に六保育所と五幼稚園の幼児の母親二百四十八人(四〇割)です。

また子供には絶対一人歩きさせないと九八割、他人の子供が道路で危険な遊びをしているときは注意すると九九割という回答です。

### 母親の意識

この調査で、母親の子供に対する交通安全意識は高いが、交通ルールに弱い意識を高めることにしています。

### 世話好きの人

惜しまれて...

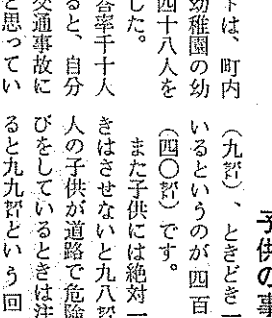


交通アンケートは、町内の六保育所と五幼稚園の幼児の母親二百四十八人(四〇割)です。

また子供には絶対一人歩きさせないと九八割、他人の子供が道路で危険な遊びをしているときは注意すると九九割という回答です。

### 町の木

#### なんきんはせ



京都の南部に位置する町にふさわしい木として、紅葉美しく木の強さはのびゆく町にふさわしい

▲昭和四十二年一月一日制定

### 町の花

#### ひらとつし

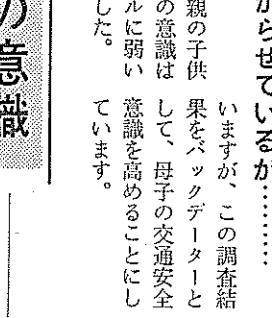


町の気候風土に適し木が強く花弁も大きく美しい

▲昭和四十四年六月十六日制定

### 町の木

#### なんきんはせ

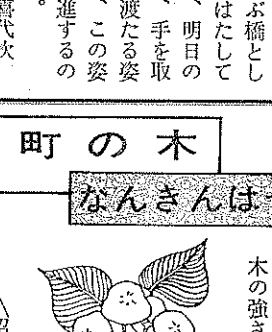


京都の南部に位置する町にふさわしい木として、紅葉美しく木の強さはのびゆく町にふさわしい

▲昭和四十二年一月一日制定

### 町の花

#### ひらとつし



町の気候風土に適し木が強く花弁も大きく美しい

▲昭和四十四年六月十六日制定

# 住みよい街づくり



## あなたのお住まい (用途地域)

第一種住居専用地域		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 環境良好な低層住宅地</li> <li>② ①の住宅地としての開発計画のある区域</li> </ul>
第二種住居専用地域		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 中高層住宅地、又は中高層住宅と低層住宅との混合している区域</li> <li>② 特殊商業および工場等の混在が殆んどない一般的な住宅地</li> <li>③ ①②の住宅地として開発区域</li> </ul>
住居地域		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 主として住宅地の環境を保全する区域で、事務所、官公署、病院、商店等が混在している住宅地</li> <li>② 幹線道路沿い、又は商業地域等の周辺で①に移行する傾向の区域</li> </ul>
近隣商業地域		<ul style="list-style-type: none"> <li>① ショッピングセンター等日常販売施設が集積する区域</li> <li>② 商業地域の周辺にある住商混合区域</li> </ul>
商業地域		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 広域な商圏をもつ商業地で、百貨店、専門店等大型店舗の集積する区域</li> <li>② 娯楽施設、風俗営業施設の集積する区域</li> <li>③ 再開発、商業団地の区域</li> </ul>
準工業地域		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 住宅又は商業施設がかなり混在している軽工業地</li> <li>② 工業地域で許容される工場、倉庫等自動車関連施設の集積する区域又は集積が予想される区域</li> </ul>
工業地域		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 将来とも、都市性工業地として残すべき区域</li> <li>② 工業地域で許容される工場、倉庫等自動車関連施設の集積する工業地、住宅又は商業施設が混在している区域</li> </ul>
工業専用地域		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 工業団地として計画的に開発される区域</li> <li>② 住宅の立地を防止し、工業地として整備すべき区域</li> </ul>

## 将来都市への土地利用

市街化区域総面積 974ヘクタール

### 市街化区域内 用途地域きまる

昭和四十六年十二月二十八日に決定された都市計画法による市街化区域と市街化調整区域の設定に続き、土地利用を明確にするため、騒音・悪臭・交通公害などで生活環境を悪化、また町の機能を混乱させたりする無秩序な開発を規制して、私たちの生活環境を将来にむかって守り、秩序ある住みよい町にするため、市街化区域内での用途地域の指定が昨年十二月二十五日府において決定告示されました。

○ 第一種住居専用地域は、中高層住宅の住宅地です。この指定地域は、大住地区で京都府住宅供給公社が住宅建設を計画している区域など二〇七ヘクタールです。

○ 第二種住居専用地域は、中高層住宅の住宅地です。この指定地域は、大住地区で京都府住宅供給公社が住宅建設を計画している区域など二〇七ヘクタールです。

決定された用途地域は、第一種住居専用地域、第二種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の七種です。

第一種住居専用地域の 新田辺東住宅の町なみ

専用地域 351ヘクタール

専用地域 267ヘクタール

### 綴喜都市計画・田辺町の用途地域決定内容

種別	面積		市街化区域割合		容積率	容積率	高さ制限	備考
	綴喜都市計画区域 (ha)	田辺町 (ha)	(%)	(%)				
第一種住居専用地域	360	246	—	—	4/10	6/10	1.0	松井ヶ丘地区・三山地区・新田辺地区の住宅地
第二種住居専用地域	172	94	—	—	5/10	8/10	—	東地区の一部
住居地域	34	11	—	—	6/10	10/10	—	—
近隣商業地域	566	351	36.1	8.1	(以下法どおり) 10分の6	—	—	—
準工業地域	546	207	21.3	4.7	(以下法どおり) 10分の6	—	—	—
工業地域	573	317	32.5	7.3	(以下法どおり) 10分の6	—	—	—
工業専用地域	32	15	1.5	0.3	(以下法どおり) 10分の8	—	—	—
商業地域	4	—	—	—	—	—	—	—
工業専用地域	35	5	0.6	0.1	(以下法どおり) 10分の6	—	—	—
工業専用地域	25	25	2.6	0.6	(以下法どおり) 10分の6	—	—	—
工業専用地域	136	53	5.4	1.2	(以下法どおり) 10分の6	—	—	—
合計	1,917	974	100.0	22.3	—	—	—	—

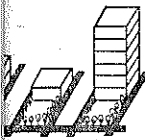
(昭和49年3月1日決定)

#### その他の制限

耐火構造でないものは、不燃材料で造るか、葺でなければならない。

開口部……防火地域内にある建築物で、耐火建築物および簡易耐火建築物以外のものは、その外壁の開口部で延焼のおそれがある部分(隣の建築物が、火災にあった場合に延焼をうける危険性のある部分)については、防火戸などの防火設備を設けなければならない。

境界線に接する外壁の特例……この規定は、制限強化ではなく、民法第234条の規定、すなわち、建物は隣地から50センチメートル離して建てるという規定に対する緩和規定である。また、準防火地域内にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。



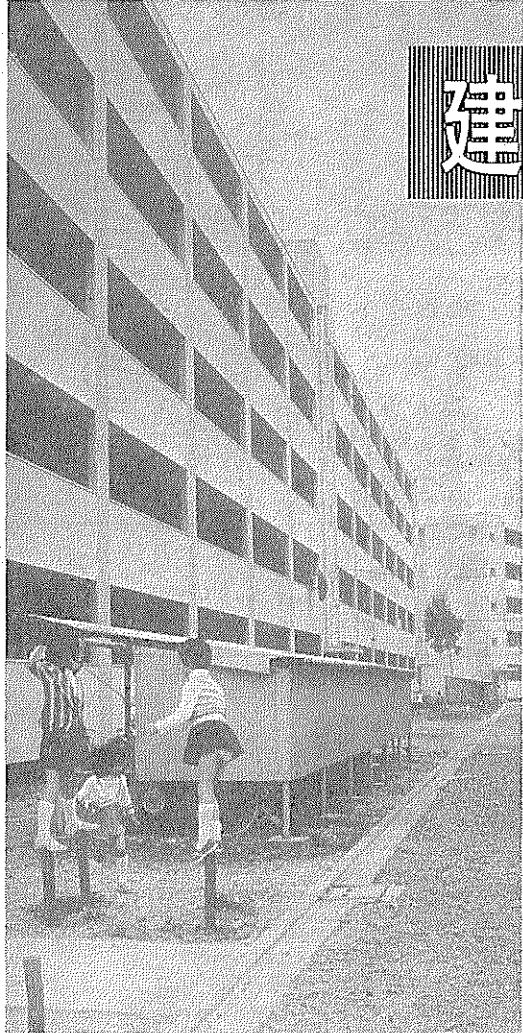
# 建物の高さを制限

## 準防火地域も指定

昨年十二月二十五日、府において決定された用途地域の指定に引き続き、去る三月一日には、都市計画法による「高度地区」「準防火地域」が決められました。

高度地区と準防火地域の指定にあたっては、用途地域の指定と同じように府の指導をえて町の原案をまとめ、町まわりの審議会や町議会などで検討されました。

そして昨年十二月十三日、住居建物で最も高い府管田辺地区



## 良好な住まい確保

### 日照・通風・眺望など

高度地区は、用途地域が指定された区域内で、その地域の用途の内容にあった高度地区は、用途地域が指定された区域内で、その地域の用途の内容にあった

高度地区は、用途地域が指定された区域内で、その地域の用途の内容にあった

## 用途地域内の建物の用途制限

例	示	第一種住居地域	第二種住居地域	住居地域	近隣商業地域	商業地域	工業地域
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	専用住宅のうち店舗、事務所などの部分が一階以下のも	○	○	○	○	○	○
上記以外の兼用住宅							
幼稚園、小学校、中学校、高等学校		○	○	○	○	○	○
図書館、博物館		○	○	○	○	○	○
神社、寺院、教会		○	○	○	○	○	○
養老院、託児所、公衆浴場、診療所		○	○	○	○	○	○
巡査派出所、公衆電話所、一定規模以下の郵便局		○	○	○	○	○	○
大学、高等専門学校、各種学校		○	○	○	○	○	○
病院		○	○	○	○	○	○
物品販売業を営む店舗(百貨店を含む)、飲食店		○	○	○	○	○	○
上記以外の店舗、事務所		○	○	○	○	○	○
ホテル、モーター、旅館		○	○	○	○	○	○
ボート場、スケート場、水泳場		○	○	○	○	○	○
まあじやん屋、ばちご屋、射的場		○	○	○	○	○	○
劇場、映画館、演奏場、観覧場		○	○	○	○	○	○
待合、料理店、パブ、キャバレー、ダンスホール、トルコ風呂		○	○	○	○	○	○
警察用倉庫 床面積の合計が50㎡をこえる車庫(一定規模以下の付随車庫などを除く)		○	○	○	○	○	○
自動車教習所、床面積の合計が15㎡をこえる畜舎		○	○	○	○	○	○
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋などの食品製造工場(一定規模以下のもの)		○	○	○	○	○	○
作業場の床面積の合計が50㎡以下の工場で高層性や環境を悪化させるおそれ極めて少ないもの		○	○	○	○	○	○
作業場の床面積の合計が150㎡以下の工場で高層性や環境を悪化させるおそれ少ないもの		○	○	○	○	○	○
作業場の床面積の合計が150㎡をこえる工場または危険性や環境を悪化させるおそれやや多いもの		○	○	○	○	○	○
危険性が大きいか、または著しく環境を悪化させるおそれがある工場		○	○	○	○	○	○
火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設		○	○	○	○	○	○
火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量がやや多い施設		○	○	○	○	○	○
火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量が多くの施設		○	○	○	○	○	○
卸売市場と畜場、火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場		○	○	○	○	○	○

○ 建てられる用途 □ 建てられない用途

## 争いが起きないように

高度地区と準防火地域の指定にあたっては、用途地域の指定と同じように府の指導をえて町の原案をまとめ、町まわりの審議会や町議会などで検討されました。

高度地区は、用途地域が指定された区域内で、その地域の用途の内容にあった

高度地区は、用途地域が指定された区域内で、その地域の用途の内容にあった

### 綴喜都市計画・田辺町の高度地区決定内容

種別	面積	建築物の高さの最高限度または最低限度	対象地域	高さの制限	容積率	建ぺい率
高度地区 (第1種地区)	約 351 ha	建築物の高さ(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第5号に定める高さによる。以下同じ。)は、その最高限度を10メートルとし、かつ、建築物の各部分の高さを当該各部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離に10分の6を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下とする。	第1種住居専用地域内	高さの制限 10m	60%	40%
高度地区 (第2種地区)	約 207 ha	建築物の高さは、その最高限度を15メートルとし、かつ、建築物の各部分の高さを当該各部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離に10分の6を乗じて得たものに7.5メートルを加えたもの以下とする。	第2種住居専用地域内	高さの制限 15m	80%	50%
高度地区 (第3種地区)	約 317 ha	建築物の高さは、その最高限度を15メートルとし、かつ、建築物の各部分の高さを当該各部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離に10分の6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	住居地域内	高さの制限 15m	100%	60%
高度地区 (第4種地区)	約 21 ha	建築物の高さは、その最高限度を15メートルとし、かつ、建築物の各部分の高さを当該各部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離に100分の125を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	近隣商業・準工業地域内	高さの制限 15m	200%	60%
高度地区 (第5種地区)	約 78 ha	建築物の高さは、その最高限度を20メートルとする。	工業地域内	高さの制限 20m	200%	60%
計	約 974 ha					

### 綴喜都市計画・田辺町の準防火地域決定内容

対 象	構 造	備 考
① 地階を除く階数が、4以上または延べ面積が1,500㎡をこえる建築物。	耐火建築物	① ②
② 地階を除く階数が、3または延べ面積が500㎡をこえ1,500㎡以下の建築物。	耐火建築物、または簡易耐火建築物	③
③ ①、②以外の木造建築物。	防火構造	③
	外壁および軒裏で、延焼のおそれのある部分	
	高さ2mをこえる附属の門またはへい、延焼のおそれのある部分	

資料提供：綴喜市都市計画課

# 町民まつり



来る五月十九日(日)に「町民まつり」を行います。町では、年々人口が増え都市化が進んでいます。そこで、新しく町民になられた方に、町の特産物でもある「茶」を、実際に摘んでもらって「玉露の町」を知ってもらおうと行なうものです。当日は、普賢寺の大御堂、観音寺の裏山の玉露園で、午前九時から正午まで自由

## 5月19日 午前9時から正午まで —普賢寺の玉露園で—

に茶を摘んでもらうことになっていきます。また、製茶工場の見学も計画しています。家族をそろって、現地へお気軽にお越しください。なお、雨天の場合は二十日に延期します。町建設産業部産業課へ。

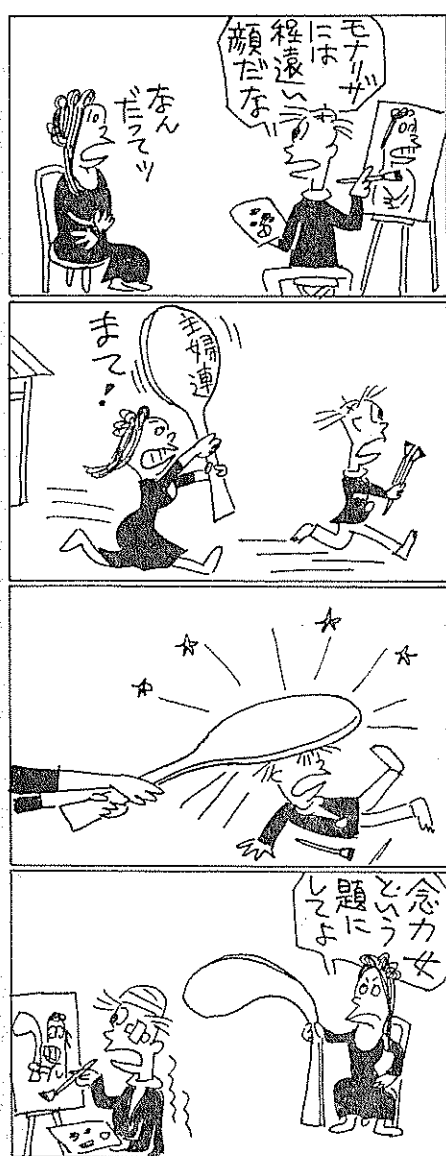
### 税金 なんでも相談

**問** 町税の箱買われた場合、買われた市町村に十五円二十銭の収入金があるわけですか。  
『タバコは町内で買いますよ』というキャッチフレーズは、このことを示しているのです。  
**答** タバコ消費税と、また電気・ガス税は、個人が払う使用料に、つぎの税率を乗じて料金を会社が徴収しています。そして、会社がまとめて市町村に送付してきます。電気税は、使用料に百分の六、ガス税は、使用料に百分の五となっています。しかし、電気代月千二百円、ガス代月二千七百円までは免税されます。

## 74.5 町政カレンダー

日・曜	こよみ	町の行事	日・曜	こよみ	町の行事
6	立夏		19	日	
7	火	乳児相談(三山本福祉会館9:00~12:00) ツベルクリン(三山本小学校13:30~15:00) ツベルクリン(普賢寺小学校13:30~15:00)	20	月	ポリオ<小児マヒ>(田辺東幼稚園13:30~15:00) 田辺東小・教育相談日 民謡教室(中央公民館13:30~15:30) 工芸教室(中央公民館13:30~16:30)
8	水	世界赤十字デー 乳児相談(草内公民館9:00~12:00) ツベルクリン(田辺中学校13:30~15:00) 大住幼稚園保育参観・育友会総会 書道教室(中央公民館9:30~11:30) 詩吟教室(中央公民館20:00~22:00)	21	火	草内小学生会 田辺東小修学旅行<6年>—(22日まで)
9	木	乳児相談(東公民館9:00~12:00) 料理教室(中央公民館10:00~13:00) ツベルクリン判定・BCG接種(三山本小学校13:30~15:00) ツベルクリン判定・BCG接種(普賢寺小学校13:30~15:00)	22	水	田辺東幼稚園交通教室(9:30~11:30) 書道教室(中央公民館9:30~11:30) 詩吟教室(中央公民館20:00~22:00)
10	金	愛鳥週間 乳児相談(役場厚生室9:00~15:00) ツベルクリン判定・BCG接種(田辺中学校13:30~15:00) 田辺小・草内小・春のえんそく 田辺東幼稚園保育参観(9:30~11:30) 普賢寺小・参観日(9:45~12:30) 田辺東小学校教育相談日	23	木	献血車による献血(田辺労働セツルメント10:00~15:00) 草内幼・遠足(石清水八幡宮10:00~14:00) 料理教室(中央公民館10:00~13:00)
11	土	普賢寺小・小運動会(9:00~11:00) 田辺東幼稚園保育参観(9:30~11:30) 親子美術教室(中央公民館14:00~16:00)	24	金	普賢寺小修学旅行(伊勢8:00~25日16:00まで) 田辺東幼稚園訓練(10:00~)
12	日	母の日 大住地区「一日町政」(大住小学校13:00~17:00) 草内幼稚園保育参観(10:00~11:30)	25	土	親子美術教室(中央公民館14:00~16:00)
13	月	乳児相談(府営第2集会所9:00~15:00) ポリオ<小児マヒ>(大住小学校13:00~15:00) 民謡教室(中央公民館13:30~15:30) 工芸教室(中央公民館13:30~16:30)	26	日	昭和49年度固定資産税第1期徴収(天王公民館9:00~11:30) 高船公民館9:00~11:30 打田公民館13:30~16:00)
14	火	ポリオ<小児マヒ>(田辺小学校13:30~15:00) 茶道教室(中央公民館13:00~15:00) 田辺東小・授業参観	27	月	昭和49年度固定資産税第1期徴収(廣・飯岡・松井ヶ丘公民館9:00~11:30) (蒲井村・東・一休ヶ丘公民館13:30~16:00) 民謡教室(中央公民館13:30~15:00) 工芸教室(中央公民館13:30~16:30) 草内小修学旅行 田辺小創立記念小運動会 大住幼稚園訓練 田辺東小遊園訓練
15	水	沖繩本土復帰記念日 ポリオ<小児マヒ>(三山本小学校13:30~15:00) 大住幼・園外保育 田辺東小安全の日 書道教室(中央公民館9:30~11:30) 詩吟教室(中央公民館20:00~22:00)	28	火	昭和49年度固定資産税第1期徴収(三山本福祉会館・興戸・新田辺住宅公民館9:00~11:30) (高木・新興戸公民館・府営第1集会所13:30~16:00) 母親教室<後期>(田辺公民館13:30~16:00) 茶道教室(中央公民館13:00~15:00) 田辺東小春の学生会
16	木	ポリオ<小児マヒ>(草内小学校13:30~15:00) 普賢寺小・6年生保護者会 田辺東幼・小運動会	29	水	清道教室(中央公民館9:30~11:30) 詩吟教室(中央公民館20:00~22:00)
17	金	三才児童健康診査(田辺労働セツルメント9:00~15:00) ポリオ<小児マヒ>(普賢寺小学校13:30~15:00) 田辺東小春の運動会	30	木	文化財保護法公布記念日 田辺東小スポーツフェスタ<3年~6年>—(31日まで)
18	土	国際海意デー	31	金	

### たなべの3ちゃん



### あなたの町

「だんち」  
府営田辺団地  
片山小夜子

右を見ても  
左を見ても  
白いかべ かべ かべ  
せまっ苦しい  
苦しくって  
胸がつまんで  
しまいそう  
上から白いかべに  
押しつぶされそうになる  
だれか!!  
だれか!!  
たすけて  
大声で  
声の出る  
限り  
叫んでみたい  
そうしたら  
心の中の白いかべまで  
ふっ飛んでしまえそう  
今日も白いかべは  
私に微笑む  
モノリザのように

「春」  
三山木  
橋 たか志  
桌上的  
こけしは笑みて  
春陽受く

春竹の  
間に間に  
尼僧  
嵯峨の  
古寺  
春浅く  
木津の流れの  
ゆるくして  
カットは、三山木の  
川井正之さんからの  
投稿

### 役場へお出かけ前にちょっとこれを

窓口メモ

印鑑登録証明書が  
本 大印鑑登録手帳を持って  
代理人は本人の印鑑登録手帳と本人  
の書いた委任状、そして代  
理人の印鑑をもって……

町関係

河原里ノ内線道路改良工事 (河原)  
岡村三野線道路改良工事 (岡村)  
第二若宮線道路改良工事 (興戸)  
小田垣内線道路改良工事 (普賢寺)  
河原上西野線道路改良工事 (西八)  
虚空蔵谷川災害復旧工事 (大住)  
舞ヶ辻川河川災害復旧工事 (薪)  
213号山田線舗装附帯工事 (薪)  
辻排水路整備工事 (田辺)  
道場排水路整備工事 (田辺)  
池田川河川改修工事 (河原)  
茂ヶ谷排水路改修工事 (一休ヶ丘)

ただいま  
工事  
中

### 投稿 歓迎

ご意見や俳句、詩集などお寄せください

同紙に、みなさんからの、ご意見・ご質問、また文芸欄などを企画しました。

☆ご意見やご質問は、建設的なもので三百字以内にとめてください。

☆文芸欄には、俳句・冠句・詩集などなんでもけっこうです。(住所氏名明記)

☆書画・こつと・盆栽などをお持ちの方は、本紙で紹介させていただきますのでお気軽にご連絡ください。(匿名可)

◎申し込みおよび連絡先  
町総務部企画広報課

◎掲載のものには粗品をさしあげます。

◎原稿はお返しいたしません。